

新旧対象表

旧	新																														
<p>令和3年9月 長野県建設部建設政策課技術管理室</p> <p>令和3年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する 積算基準対照表【共通編】</p> <p>令和3年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。 積算基準は、国土交通省の積算基準書等（令和3年度版）に準拠しますが、一部事項について、 下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。</p> <p>○【基準図書①】国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和3年度版</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">基準書ページ（※） （該当箇所）</th> <th style="width: 25%;">国土交通省適用</th> <th style="width: 25%;">長野県適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-1-①-1 （1適用範囲）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本土木工事標準積算基準書は、国土交通省直轄の河川・・・ ・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本積算基準書は、長野県建設部の河川・・・ ・ 全て削除 </td> </tr> <tr> <td>I-1-①-1 （2基準の適用）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・・、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・・、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 </td> </tr> <tr> <td>I-1-①-1 （2基準の適用）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u> </td> </tr> <tr> <td>I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 </td> </tr> </tbody> </table>	基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用	I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本土木工事標準積算基準書は、国土交通省直轄の河川・・・ ・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本積算基準書は、長野県建設部の河川・・・ ・ 全て削除 	I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・・、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・・、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 	I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u> 	I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 	<p>令和4年3月 長野県建設部建設政策課技術管理室</p> <p>令和3年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する 積算基準対照表【共通編】 （令和4年4月1日一部改定）</p> <p>令和3年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。 積算基準は、国土交通省の積算基準書等（令和3年度版）に準拠しますが、一部事項について、 下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。</p> <p>○【基準図書①】国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和3年度版</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">基準書ページ（※） （該当箇所）</th> <th style="width: 25%;">国土交通省適用</th> <th style="width: 25%;">長野県適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-1-①-1 （1適用範囲）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本土木工事標準積算基準書は、国土交通省直轄の河川・・・ ・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本積算基準書は、長野県建設部の河川・・・ ・ 全て削除 </td> </tr> <tr> <td>I-1-①-1 （2基準の適用）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・・、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・・、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 </td> </tr> <tr> <td>I-1-①-1 （2基準の適用）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u> </td> </tr> <tr> <td>I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 </td> </tr> </tbody> </table>	基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用	I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本土木工事標準積算基準書は、国土交通省直轄の河川・・・ ・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本積算基準書は、長野県建設部の河川・・・ ・ 全て削除 	I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・・、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・・、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 	I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u> 	I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除
基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用																													
I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本土木工事標準積算基準書は、国土交通省直轄の河川・・・ ・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本積算基準書は、長野県建設部の河川・・・ ・ 全て削除 																													
I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・・、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・・、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 																													
I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u> 																													
I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 																													
基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用																													
I-1-①-1 （1適用範囲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本土木工事標準積算基準書は、国土交通省直轄の河川・・・ ・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本積算基準書は、長野県建設部の河川・・・ ・ 全て削除 																													
I-1-①-1 （2基準の適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・・、<u>入札時（入札書提出期限日）</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・・、<u>工事起工起案日</u>における・・・。 																													
I-1-①-1 （2基準の適用）		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。</u> 																													
I-1-②-2 （（3）維持工事（複数年度の国債工事）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 																													
1/6	1/6																														

新旧対象表

旧

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-②-32 ((5) 2))	・・・・については、 <u>官側</u> において購入した・・・、現場発生材資材を <u>官側</u> において・・・、 <u>入札時</u> における市場価格・・・。	・・・・については、 <u>発注者側</u> において購入した・・・、現場発生材を <u>発注者側</u> において・・・、 <u>工事起工起案日</u> における市場価格・・・。
I-2-②-34 (頁下)		・別添「別表(地域区分) 積雪寒冷地域区分表」を追加。
I-4-①-3 ((5))		・全て削除
I-4-①-5 ((3))		・全て削除
I-4-①-5 ((1))	・調整計算の方法(<u>総価契約単価合意方式以外の場合に適用</u>)	・調整計算の方法
I-4-①-5 ((2))	・	・全て削除
I-4-③-1～ I-4-③-2		・全て削除
I-4-④-1～ I-4-④-3		・全て削除
I-4-⑤-1		・全て削除
I-4-⑥-1～ I-4-⑥-2		・全て削除
I-5-②-1 ((1))	・・・・条件明示は、 <u>別表に示す</u> とおとする。	・・・・条件明示は、 <u>別表を参考にして、種別・細別、単位を記載するものとする。</u>
I-5-②-1 ((2))	・別表記載内容に加え、必要に応じて特記仕様書、図面・・・。	・必要に応じて特記仕様書、図面・・・。

新

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-②-32 ((5) 2))	・・・・については、 <u>官側</u> において購入した・・・、現場発生材資材を <u>官側</u> において・・・、 <u>入札時</u> における市場価格・・・。	・・・・については、 <u>発注者側</u> において購入した・・・、現場発生材を <u>発注者側</u> において・・・、 <u>工事起工起案日</u> における市場価格・・・。
I-2-②-34 (頁下)		・別添「別表(地域区分) 積雪寒冷地域区分表」を追加。
I-3-①-2 別表第1 (1)	「500万円以下」 ・ 22.72% 「30億円を超えるもの」 ・ 7.47%	「500万円以下」 ・ 23.57% 「30億円を超えるもの」 ・ 9.74%
I-3-①-2 別表第1 (2)	「500万円超え 30億円以下」 ・ $Gp=5.48972 \times \text{LOG}(Cp)+59.4977$ (%)	「500万円超え 30億円以下」 ・ $Gp=4.97802 \times \text{LOG}(Cp)+56.92101$ (%)
I-4-①-3 ((5))		・全て削除
I-4-①-5 ((3))		・全て削除
I-4-①-5 ((1))	・調整計算の方法(<u>総価契約単価合意方式以外の場合に適用</u>)	・調整計算の方法
I-4-①-5 ((2))	・	・全て削除
I-4-③-1～ I-4-③-2		・全て削除
I-4-④-1～ I-4-④-3		・全て削除
I-4-⑤-1		・全て削除
I-4-⑥-1～ I-4-⑥-2		・全て削除
I-5-②-1 ((1))	・・・・条件明示は、 <u>別表に示す</u> とおとする。	・・・・条件明示は、 <u>別表を参考にして、種別・細別、単位を記載するものとする。</u>
I-5-②-1 ((2))	・別表記載内容に加え、必要に応じて特記仕様書、図面・・・。	・必要に応じて特記仕様書、図面・・・。